

第十六条の二までの規定の例により、会則を定めて都道府県知事の認可を受け、行政書士会を設立することができる。

5 前項の規定により認可を受けた会則は、この法律の施行の日にその効力を生ずるものとし、当該行政書士会は、この法律の施行の日において新法の規定により設立されたものとみなす。

6 新法の規定による行政書士会は、この法律の施行後三月以内に、新法第十八条の規定による行政書士会連合会を設立しなければならない。

7 この法律による改正前の行政書士法の規定による行政書士会及び行政書士会連合会の解散に關し必要な事項は、総理府令で定める。

理由

行政書士の職務の執行の適正化を図るため、その自主的組織を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○渡海議員 ただいま議題に供せられました行政書士法の一部を改正する法律案について、その提案理由の説明をいたします。

行政書士法は昭和二十六年、行政書士の業務の公共性にかんがみ、その業務の適正な執行を確保して、一面その利用者の便益に資するとともに、行政書士の資質の向上と職務執行上の利益をはかるため制定せられたのでありま

すが、その後の本法の施行状況を見るに、従来任意設立、任意加入であった行政書士会並びにその連合会を、司法書士、税理士等類似の業務の場合と同様、義務設立、強制加入とすることによって、行政書士会の自主的な指導力を強化して行政書士の品位の保持、業務の改善、適正化に資する必要がある。このため改正案を提案いたしました次第であります。

可決あらんことをお願いいたします。(拍手)
○濱地委員長 去る二十四日本委員会に付託されました安井吉典君外七名提出にかかる地方税法の一部を改正する法律案及び加賀田進君外七名提出にかかる地方交付税法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題とし、それぞれ提出者より提案理由の説明を求め

ます。安井吉典君。
地方税法の一部を改正する法律案
地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中
「第二節 入湯税（第七百一条の二十九）
第三節 都市計画税（第七百二条の七）
第四節 水利地益税、共同施設税及び国民健康保険税（第七百三条―第七百三十三条）」

「第二節 消防施設
第一款 通則（第七百条の五十一―第七百条の五十九）
第二款 徴収（第七百条の六十―第七百条の七十四）
第三款 更正、決定等に関する救済（第七百条の七十五）
第四款 督促及び滞納処分（第七百条の七十六―第七百条の八十四）
第五款 犯則取締り（第七百条の八十五―第七百条の八十八）
第六款 入湯税等（第七百条の八十九―第七百条の九十二）
第七款 都市計画税（第七百一条―第七百二条の二十九）
第八款 水利地益税、共同施設税及び国民健康保険税（第七百二条の三十―第七百二条の七）

第四節第四項中「軽油引取税」の下に「及び消防施設税」を加える。
第七十二条の二十一第一項及び第七十二条の二十二第一項を「三十万円」に改める。
第七十二条の二十二第一項第二号中「百分の七」を「百分の六」に改める。
第七十八条の二第二項中「二百円」を「五百円」に改める。
第七十八条の二第二項中「三百円」を「五百円」に改める。
第七十八条の二第二項中「八百円」を「千円」に改める。
第七十九条第三項中「八百円」を「千円」に、「三百円」を「五百円」に改める。
第七十九条第四項第二号を次の

ように改める。
二 トラック 年額 一万四千元
第四百七条第一項第四号を次のように改める。
四 三輪の小型自動車 年額 三千三百円
第三百四十九条の二の次に次の一条を加える。
（田又は畑に対する固定資産税の課税標準の特例）
第三百四十九条の二の二 田又は畑に對して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の規定にかかわらず、当該固定資産の価格（土地課税台帳等に登録された基準年度に係る賦課期日における価格又は同条第二項ただし書、第三項ただし書、第四項、第五項ただ

し書若しくは第六項の規定により当該価格に比準するものとされる価格をいう。）の三分の二の額とする。
第三百四十九条の三第一項中「前二条」を「第三百四十九条及び第三百四十九條の二」に改め、同条第二項から第八項まで中「前条」を「第三百四十九條の二」に改め、同条第九項及び第十項中「前二条」を「第三百四十九條の二」に改め、同条第十一項中「前条」を「第三百四十九條の二」に改め、同条第十二項中「前二条」を「第三百四十九條の二及び第三百四十九條の三」に改め、同条第十三項中「前二条」を「第三百四十九條の二及び

第三百四十九條の三」に改める。
第三百四十九條の五第一項中「第三百円」を「五百円」に改める。
第三百四十九條の五第一項中「八百円」を「千円」に改める。
第三百四十九條の五第一項中「八百円」を「千円」に、「三百円」を「五百円」に改める。
第三百四十七条第一項第二号を次の

ように改める。
二 トラック 年額 一万四千元
第四百七条第一項第四号を次のように改める。
四 三輪の小型自動車 年額 三千三百円
第三百四十九条の二の次に次の一条を加える。
（田又は畑に対する固定資産税の課税標準の特例）
第三百四十九条の二の二 田又は畑に對して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の規定にかかわらず、当該固定資産の価格（土地課税台帳等に登録された基準年度に係る賦課期日における価格又は同条第二項ただし書、第三項ただし書、第四項、第五項ただ

し書若しくは第六項の規定により当該価格に比準するものとされる価格をいう。）の三分の二の額とする。
第三百四十九条の三第一項中「前二条」を「第三百四十九条及び第三百四十九條の二」に改め、同条第二項から第八項まで中「前条」を「第三百四十九條の二」に改め、同条第九項及び第十項中「前二条」を「第三百四十九條の二」に改め、同条第十一項中「前条」を「第三百四十九條の二」に改め、同条第十二項中「前二条」を「第三百四十九條の二及び第三百四十九條の三」に改め、同条第十三項中「前二条」を「第三百四十九條の二及び

第三百四十九條の三」に改める。
第三百四十九條の五第一項中「第三百円」を「五百円」に改める。
第三百四十九條の五第一項中「八百円」を「千円」に改める。
第三百四十九條の五第一項中「八百円」を「千円」に、「三百円」を「五百円」に改める。
第三百四十七条第一項第二号を次の

ように改める。
二 トラック 年額 一万四千元
第四百七条第一項第四号を次のように改める。
四 三輪の小型自動車 年額 三千三百円
第三百四十九条の二の次に次の一条を加える。
（田又は畑に対する固定資産税の課税標準の特例）
第三百四十九条の二の二 田又は畑に對して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の規定にかかわらず、当該固定資産の価格（土地課税台帳等に登録された基準年度に係る賦課期日における価格又は同条第二項ただし書、第三項ただし書、第四項、第五項ただ

規定にかかわらず、百分の二とする。

一 石灰

二 銑鉄、鋼塊、鋼材、合金鉄、鑄鉄、可鍛鑄鉄、純鉄及び電解鉄

三 金銀、砂金及び金地金

四 銅銀及び銅地金

五 鉛銀及び鉛地金

六 錫地金

七 亜鉛銀及び亜鉛地金

八 硫化銀、水銀銀、石綿及び可燃性天然ガス

九 アルミニウム地金（アルミナを含む）及びマグネシウム地金（電解法によるものに限る）

十 ニッケル地金

十一 チタン地金（スポンジチタンを含む）及びジルコニウム地金（スポンジジルコニウムを含む）

十二 ウラン銀及びトリウム銀

十三 ウラン地金及びトリウム地金

十四 人造電極、電刷子、黒鉛粉末及び黒鉛含有特殊粉末合金

十五 活性ソーダ及びソーダ灰

十六 電気製塩（塩専売法（昭和二十四年法律第百十二号）の規定によつて塩製造の許可を受けたものに限る）

十七 硫安、硝安、塩安、尿素、石灰窒素、過りん酸石灰、重過りん酸石灰、溶成りん肥、焼成りん肥及び焼成りん肥にりん酸液を作用させた肥料（化成肥料を含む）

十八 カーバイド

十九 研削材

二十 加里塩（電解法によるものに限る）並びにりん及びりん化合物

二十一 酸素及び水素（空気分離法及び水電解法によるものに限る）

二十二 岩綿

二十三 セメント

二十四 電気鑄造耐火れんが

二十五 かん水ヨード、かん水臭素、メタノール、アンモニア及び硫酸

二十六 金属ソーダ、過酸化ソーダ、塩素酸ソーダ、過塩素酸アンモン、過酸化水素、二硫化炭素及びけい酸ソーダ（電解法及び電解法によるものに限る）

二十七 エチレン、ポリエチレン、エチレンオキサイド、エチレングリコール及びスチレン（揮発油、燈油若しくは軽油又は石油精製の際に発生する副生ガスを原料とするものに限る）

二十八 ビニール、ポリビニール、アルコール、ポリアミド繊維、カプロラクタム（シクロヘキサノンを含む）、さく酸繊維、さく酸繊維素、塩化ビニリデン系繊維、塩化ビニリデン・塩化ビニル共重合物、ポリニステル系合成繊維、テレフタル酸（ポリニステル系合成繊維の原料として用いられるものに限る）、アクリルニトリル系合成繊維及びアクリルニトリル（アクリルニトリル系合成繊維の原料として用いられるものに限る）

二十九 塩化ビニル及び塩化ビニル・さく酸ビニル共重合物

三十 アルコール（やし油を原料として製造するものに限る）

三十一 碎木パルプ

第四百九十条の次に次の一条を加える。
（電気ガス税の課税部分と非課税部分等の区分）
第四百九十条の二 電気又はガスを使用する者が第四百八十九条各項の規定によつて電気ガス税を課することのできない電気又はガス（以下この条において「非課税電気等」という。）と前条第二項の税率によつて電気ガス税が課される電気（以下この条において「特例適用電気」という。）と非課税電気等及び特例適用電気以外の電気又はガス（以下この条において「その他の電気等」という。）とのうちいずれか二以上をあわせて使用する場合において、これらを非課税電気等、特例適用電気又はその他の電気等に区分することができな

いときは、製品又は飲物の数量等を基準として、政令で定めるところにより、特例適用電気又はその他の電気等の料金を算出するものとする。

第四章中「第四節 水田地益税、共同施設税及び国民健康保険税」を「第五節 水田地益税、共同施設税及び国民健康保険税」に、「第三節 都市計画法」を「第四節 都市計画法」に、「第二節 入湯税」を「第三節 入湯税」に改め、第七百条の五十の次に次の一節を加える。

第二節 消防施設税

第一款 通則

（消防施設税）

第七百条の五十一 道府県は、市町村に対し消防に関する費用に充てる財源を交付するため、消防施設税を課するものとする。

2 都は、前項の規定にかかわらず、消防に関する費用に充てるため、及び都の区域内に所在する市町村に対し消防に関する費用に充てる財源を交付するため、消防施設税を課するものとする。

（消防施設税の納税義務者等）
第七百条の五十二 消防施設税は、保険業法（昭和十四年法律第四十号）第一条第一項の免許又は外国保険事業者に関する法律（昭和二十四年法律第八十四号）第三条第一項の免許を受けて火災保険事業を行なう者に対し、その者が締結する火災保険契約に係る保険料の金額を課税標準として、当該火災保険契約に係る保険の目的である物件（以下「被保険物件」という。）所在の道府県において課する。

2 一の被保険物件が二以上の道府県の区域にわたつて所在する場合においては、当該被保険物件は、政令の定めるところにより、当該道府県の区域内に所在するものとみなす。

（消防施設税の課税標準）
第七百条の五十三 消防施設税の課税標準は、火災保険事業を行なう者が道府県内に所在する被保険物件について各事業年度において払い込まれ又は払い込まれるべきことが確定した保険料の金額（当該保険料の金額のうち火災保険契

約の異動又は解除により払いもどしたものとすべし）とすべきものがあるときは、その金額を控除した金額）による。

（消防施設税の税率）
第七百条の五十四 消防施設税の税率は、百分の三とする。

（消防施設税に係る徴税吏員の質問検査権）
第七百条の五十五 道府県の徴税吏員は、消防施設税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、次に掲げる者に質問し、又は第一号若しくは第二号の物件を検査することができ、

一 納税義務者又は納税義務があると認められる者

二 前号に規定する者に金銭又は物品を交付する義務があると認められる者

三 前二号に掲げる者以外の者で当該消防施設税の賦課徴収に直接関係があると認められるもの

2 前項の場合においては、当該徴税吏員は、その身分を証明する証書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 消防施設に係る滞納処分に関する調査については、第一項の規定にかかわらず、第七百条の七十八第六項の定めるところによる。

4 第一項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（消防施設に係る検査拒否等に関する

する罪)

第七百条の五十六 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 前条の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は隠避した者

二 前条第一項の帳簿書類で虚偽の記載をしたものを提示した者

三 前条の規定による徴税吏員の質問に対し答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合において、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(消防施設税の納税管理人)

第七百条の五十七 消防施設税の納税義務者は、納税義務を負う道府県内に事務所を有しない場合においては、納税に関する一切の事項を処理させるため、当該道府県の条例で定める地域内に居住する者の中から納税管理人を定め、これを道府県知事に申告しなければならぬ。納税管理人を変更した場合においても、また、同様とする。

(消防施設税の納税管理人に係る虚偽の申告に関する罪)

第七百条の五十八 前条の規定によつて申告すべき納税管理人について虚偽の申告をした者は、三万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者

者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(消防施設税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第七百条の五十九 道府県は、消防施設税の納税義務者が第七百条の五十七の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な理由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対し、当該道府県の条例で三万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

2 前項の過料を科せられた者は、その処分不服がある場合においては、その処分を受けた日から三十日以内に道府県知事に異議の申立てをすることができる。

3 前項の規定による異議の申立ては、文書をもつてしなければならない。

4 第二項の規定による異議の申立てに対する道府県知事の決定は、その申立てを受けた日から三十日以内に行なわれなければならない。

5 異議の決定は、文書をもつてし、理由をつけて異議の申立てをした者に交付しなければならない。

6 異議の申立てに関する書類を郵便をもつて差し出す場合においては、郵便通送の日数は、第二項の期間に算入しない。

7 異議の決定に不服がある者は、裁判所に訴えることができる。

8 第二項の規定による異議の申立て

て又は前項の規定による出訴があつても、過料の徴収は、停止しない。ただし、道府県知事は、職権に基づいて、又は関係人の請求によつて必要があると認める場合においては、これを停止することができる。

第二款 徴収

(消防施設税の申告納付)

第七百条の六十 消防施設税の納税者は、総理府令で定める様式によつて、各事業年度における消防施設税の課税標準額及び税額その他必要な事項を記載した申告書を、各事業年度終了の日から二月以内に、当該納税者に係る被保険物件所在の道府県の知事に提出し、及びその申告した消防施設税額を納付しなければならない。

2 前項の規定によつて申告書を提出すべき者は、当該申告書の提出期限後においても、第七百条の七十四第四項の規定による決定の通知があるまでは、前項の規定によつて申告納付することができる。

(財産目録等の提出)

第七百条の六十一 道府県知事は、当該道府県に消防施設税を申告納付すべき者が前条第一項の規定による申告書(以下消防施設税について「申告書」という。)を提出する場合又は当該申告書を提出した後において、消防施設税の賦課徴収に必要があるとき、財産目録、貸借対照表、損益計算書その他の消防施設税の賦課徴収に必要書類の提出を求めることができる。

(法人の代表者等の自署及び押印の義務)

第七百条の六十二 申告書には、法人の代表者(二人以上の者が共同して法人を代表する場合においては、その全員)が自署し、かつ、自己の印を押さなければならない。ただし、法人の代表者が二人以上ある場合(二人以上の者が共同して法人を代表する場合を除く。)においては、これらの者のうち、社長、専務取締役その他の者が当該申告書の作成の時に自署し、かつ、自己の印を押さなければならない。

2 申告書には、前項の代表者のほか、法人の役員及び職員のうち申告書の作成の時に当該法人の経理に関する事務の上席の責任者である者が自署し、かつ、自己の印を押さなければならない。この場合においては、その申告書の記載が自己の意見に反するときは、その旨を申告書に記載しなければならない。

3 前二項の規定によつて申告書に自署し、かつ、自己の印を押さなければならない者は、外国法人にあつては、この法律の施行地にある事業の経営の責任者及び事業に係る経理に関する業務の上席の責任者とする。

この場合においては、前項後段の規定は、当該事業の経営の責任者に対しても適用があるものとする。

4 前三項の規定による自署及び押印の有無は、第一項の申告書による申告の効力に影響を及ぼすものではない。

(法人の代表者等の自署及び押印の義務違反に関する罪)

第七百条の六十三 前条第一項から第三項までの規定に違反した者又はこれらの規定に違反する申告書の提出があつた場合においてその行為をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

(消防施設税に係る故意不申告の罪)

第七百条の六十四 正当な理由がなく第七百条の六十第一項の規定による申告書を同項に規定する申告書の提出期限内に提出しなかつた場合においては、法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(消防施設税に係る自治庁職員の質問検査権等)

第七百条の六十五 自治庁長官は、消防施設税の徴収について適正な運営を図るため必要があると認められる場合及び第七百条の九十四第四項の規定による不服の申出に対する決定のために必要がある場合にお

内の場合においては百分の十の割合、一月をこえ二月以内の場合においては百分の十五の割合、二月をこえ三月以内の場合においては百分の二十の割合、三月をこえる場合においては百分の二十五の割合をそれぞれ乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、不申告加算金額が百円未満である場合においては、これを徴収しない。

一 申告書の提出期限後にその提出があつた場合においては、当該申告に係る税額について、その期限の翌日から当該申告書の提出の日までの期間

二 前号の規定に該当する場合において第七百条の七十第一項又は第三項の規定による更正があつたときは、当該更正による不足税額について、前号に規定する期間

三 第七百条の七十第二項の規定による決定があつた場合においては、当該決定による不足税額について、申告書の提出期限の翌日から同条第四項の規定による決定の通知をした日までの期間

四 前号の規定に該当する場合において第七百条の七十第三項の規定による更正があつたときは、当該更正による不足税額について、申告書の提出期限の翌日から同条第四項の規定による更正の通知をした日までの期間
道府県知事は、申告書の提出期限後にその提出があつた場合にお

いて、その提出が当該納税者に係る消防施設税額について道府県知事の調査による決定があるべきことを予知してなされたものでなかつたときは、当該申告に係る税額に百分の五の割合を乗じて計算した額に相当する額を前項の規定によつて計算した不申告加算金額から減額する。

4 道府県知事は、第一項の規定によつて徴収すべき過少申告加算金額又は第二項の規定によつて徴収すべき不申告加算金額を決定した場合においては、遅滞なく、これを納税者に通知しなければならない。

(消防施設税の重加算金)

第七百条の七十四 前条第一項の規定に該当する場合において、納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて申告書を提出したときは、道府県知事は、同条同項の過少申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき更正による不足税額が二百円以上であるときは、その不足税額に百分の五十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

2 前条第二項の規定に該当する場合において、次の各号の一に該当する理由があるときは、道府県知事は、同条同項の不申告加算金額のほか、その計算の基礎となつた税額が二百円以上であるときは、その税額に百分の五十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加

算金額を徴収しなければならない。
一 前条第二項第一号の規定に該当する場合においては、納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実を理由として申告書の提出期限までにこれを提出しなかつたこと。

二 前条第二項第二号の規定に該当する場合においては、納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて申告書を提出したこと。

三 前条第二項第三号又は第四号の規定に該当する場合においては、納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実を理由として申告書の提出期限までにこれを提出しなかつたこと。

3 道府県知事は、前項の規定に該当する場合において申告書の提出について前条第三項に規定する理由があるときは、当該申告に係る税額を基礎として計算した重加算金額を徴収しない。

4 道府県知事は、第一項又は第二項の規定によつて徴収すべき重加算金額を決定した場合においては、遅滞なく、これを納税者に通知しなければならない。
第三款 更正、決定等に
関する救済

(違法又は錯誤に係る消防施設税に關する更正、決定又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額の決定の救済)
第七百条の七十五 第七百条の七十四第四項又は第七百条の七十三第四項若しくは前条第四項の規定によつて更正、決定又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額の決定を受けた者は、当該更正、決定又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額の決定について違法又は錯誤があると認める場合においては、その通知を受けた日から三十日以内に道府県知事に異議の申立てをすることが出来る。

2 前項の規定による異議の申立ては、文書をもつてしなければならない。

3 第一項の通知を郵便をもつて送付した場合においては、その到達した日が明らかでないときは、その発送した日から四日を経過した日をもつて同項の通知を受けた日とみなす。この場合において、納税者が到達した日を立証し得るときは、その立証に係る日をもつて通知を受けた日とする。

4 第一項の規定による異議の申立てに対する道府県知事の決定は、その申立てを受理した日から三十日以内にしなければならない。

5 異議の決定は、文書をもつてし、理由をつけて異議の申立てをした者に交付しなければならない。
6 異議の申立てに關する書類を郵便をもつて差し出す場合において

は、郵便運送の日数は、第一項の期間に算入しない。
7 異議の決定に不服がある者は、裁判所に訴えることができる。
8 第一項の規定による異議の申立て又は前項の規定による出訴があつても、消防施設税に係る地方団体の徴収金の徴収は、停止しない。ただし、道府県知事は、職権に基づいて、又は関係人の請求によつて必要があると認める場合においては、これを停止することができる。

第四款 督促及び滞納処

分

(消防施設税に係る督促)

第七百条の七十六 納税者が納期限(更正又は決定があつた場合においては、不足税額の納期限をいう。以下消防施設税について同じ。)までに消防施設税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、道府県の徴税吏員は、納期限後二十日以内に、督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。
2 特別の事情がある道府県においては、当該道府県の条例で前項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。

(消防施設税に係る督促手数料)

第七百条の七十七 道府県の徴税吏員は、督促状を発した場合においては、当該道府県の条例で定めるところによつて、手数料を徴収しなければならない。
(消防施設税に係る滞納処分)
第七百条の七十八 消防施設税に係

る滞納者が次の各号の一に該当するときは、道府県の徴税吏員は、当該消防施設に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さなければならぬ。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を発送した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る消防施設に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに消防施設に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合において、同項第一号中「督促状」とあるのは「納付の催告書」とする。

3 消防施設に係る地方団体の徴収金の納期限第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、道府県の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押さえることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手続が行なわれた場合には、道府県の徴税吏員は、執行機関に対し、滞納に係る消防施設に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしななければならない。

5 道府県の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押えをすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六條第一項各号に掲げるものにつきすて他の地方団体の徴収金若

しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押えがされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押えによりすることができず、前各項に定めるものその他消防施設に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

7 前六項の規定による処分を不服がある者は、その処分を受けた日から三十日以内に道府県知事に異議の申立てをすることができ、前項の規定による異議の申立ては、文書をもつてしなければならない。

9 第七項の規定による異議の申立てに対する道府県知事の決定は、その申立てを受理した日から六十日以内になければならない。

10 異議の決定は、文書をもつてし、理由をつけて異議の申立てをした者に交付しなければならない。

11 異議の申立てに関する書類を郵便をもつて差し出す場合においては、郵便通送の日数は、第七項の期間に算入しない。

12 異議の決定に不服がある者は、裁判所に出訴することができる。

13 第一項から第六項までの規定による処分は、当該道府県の区域外においても行なうことができる。

14 第七項の規定による異議の申立て又は第十二項の規定による出訴があつても、処分の執行は、停止しない。ただし、道府県知事は、職権に基づいて、又は関係人の請求によつて必要があると認める場

合においては、その執行を停止することができる。

(滞納処分に関する異議の申立て等の期限の特例)

第七百条の七十九 滞納処分について次の各号に掲げる処分に関し欠陥があること（第一号に掲げる処分については、これに関する通知が到達しないことを含む）を理由としてする異議の申立て（前条第七項の規定により異議の申立てをすることができない期間を経過したものを除く）は、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期限まででなければ、することができない。

一 督促差押えに係る通知を受けた日（その通知があつたことを知つた日）から三十日を経過した日

二 不動産等についての差押えその公売期日等

三 不動産等についての公告から売却決定までの処分 換価財産の買受代金の納付の期限

四 換価代金等の配当 換価代金等の交付期日

2 前項の規定は、異議の申立てに対する決定を経ることに著しい損害を生ずるおそれがあるときその他正当な理由がある場合における行政事件訴訟特例法第二条ただし書の規定による訴えの提起について準用する。この場合において、同項中「前条第七項の規定により異議の申立てをする」とあるのは、「行政事件訴訟特例法第五条第一項又は第三項の規定により訴えを提起する」と読み替へるものとする。

3 第一項第三号に掲げる処分に関する欠陥があることを理由として滞納処分について異議の申立てがあつたときは、滞納処分は、続行することができない。ただし、道府県知事がその異議の申立てにつき理由がないと認めるときは、この限りでない。

(差押え動産等の搬出及び換価の制限)

第七百条の八十 国税徴収法第五十八條第二項の規定による引渡しの命令を受けた第三者が、その命令に係る財産が滞納者の所有に属していないことを理由として、その命令につき異議の申立てをしたときは、その異議の申立てに係る滞納の間は、当該財産の搬出又は換価をすることができない。

(不動産等の売却決定等の取消しの制限)

第七百条の八十一 第七百条の七十九第一項第三号に掲げる処分に関し欠陥があることを理由として滞納処分に関する異議の申立てがあつた場合において、その処分は違法ではあるが、次に掲げる場合に該当するときは、道府県知事は、その異議の申立てを棄却することができる。

一 その異議の申立てに係る処分について行なわれるべき処分（以下本号において「後行処分」という。）がすてに行なわれている場合において、その異議の申立てに係る処分の違法が軽微のものであり、その後行処分に影響を及ぼさることが適当でないとき。

認められるとき。

二 換価した財産が公共の用に供されている場合その他の場合で、その異議の申立てに係る処分を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認められるとき。

2 前項の規定による異議の申立ての棄却の決定には、処分が違法であること及び異議の申立てを棄却する理由を明示しなければならない。

3 第一項の規定は、道府県に対する損害賠償の請求を妨げない。

(消防施設に係る滞納処分に関する罪)

第七百条の八十二 消防施設税の納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 納税者の財産を占有する第三者が納税者に滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前三項の違反行為をした場合においては、その行為者を

罰するほか、その法人又は人に對し、当該各項の罰金刑を科する。
(国税徴収法の例による。消防施設税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第七百八十三 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第七百八十八第六項の場合において、国税徴収法第四百十條の規定の例によつて行なう道府県の徴税吏員の質問に對して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二 第七百八十八第六項の場合において、国税徴収法第四百十條の規定の例によつて行なう道府県の徴税吏員の帳簿若しくは書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿若しくは書類で偽りの記載をしたものを提示した者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に關して前項の違反行為をした場合に對しては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對し、同項の罰金刑を科する。
(消防施設税に係る延滞加算金)

第七百八十四 道府県の徴税吏員は、督促状を發した場合においては、消防施設税額が百円以上であるときは百円(百円未満の端数があるときは、これを切り捨てて)に對して一日三銭の割合をもつて、督促状を發した日から起算して十日を経過した日の翌日から税金完納の日までの日数によつて

計算した延滞加算金額を加算して徴収しなければならぬ。ただし、公示送達の方法により督促をした場合、納入金又は税金を滞納したことについてやむを得ない理由があるとき認められる場合及び延滞加算金額が十円未満である場合においては、これを徴収しない。

2 前項の延滞加算金額は、税額の百分の五をこえることができな

第五款 犯則取締り
(消防施設税に係る犯則事件に關する国税犯則取締法の準用)

第七百八十五 消防施設税に關する犯則事件については、国税犯則取締法の規定(第十九條ノ二及び第二十二條の規定を除く)を準用する。

第七百八十六 前条の場合において、国税局長の職務は道府県知事が、税務署長の職務は道府県知事又は当該道府県の条例で設置する支庁、地方事務所若しくは税務に関する事務所の長がそれぞれ行ない、国税局又は税務署の収税官吏の職務は、道府県知事がその職務を定めて指定する道府県の徴税吏員が行なうものとする。この場合において、道府県知事は、消防施設税に關する犯則事件が道府県知事を除く税務署長の職務を行なう者がその職務を行なう区域外において発見された場合に限り、税務署長の職務を行なうことができ

第七百八十七 第七百八十八第五の場合において、収税官吏の職務を行なう者は、その所屬する道

府県の区域外においても消防施設税に關する犯則事件の調査を行なうことができる。

第七百八十八 第七百八十五の場合において、消防施設税に關する犯則事件は、間接国税以外の国税に關する犯則事件とする。

第六款 使途等
(消防施設税の市町村に對する交付)

第七百八十九 道府県は、総理府令で定めるところにより、各年度における消防施設税の収入額(各年度において納付された消防施設税の税額に相当する額から過納又は誤納に係る消防施設税の還付金の支払額に相当する額を控除した額をいう。以下同じ)に相当する額を当該道府県の区域内の各市町村の人口、家屋の床面積等を基礎として政令で定める基準に基づいてあん分した額を当該市町村に對して交付するものとする。

2 都は、前項の規定にかかわらず、総理府令で定めるところにより、各年度における消防施設税の収入額に相当する額から都がその特別区の存する区域に係る消防に關する費用に充てるものとして政令で定めるところによつて算定した額(以下第七百九十一において「特別区に係る消防施設税の収入相当額」という)を控除して得た額を交付総額とし、これを都の区域内の各市町村の人口、家屋の床面積等を基礎として政令で定める基準に基づいてあん分した額を当該市町村に對して交付するものとする。

(市町村長の道府県知事等に對する不服の申出)
第七百九十 市町村長は、前条の規定によつて道府県から交付を受けるべき金額その他当該金額の交付に對して不服がある場合においては、総理府令で定めるところにより、当該道府県の知事に對して、不服の申出をすることができ

2 前項の申出に對する道府県知事の決定は、その申出を受理した日から三十日以内になければならぬ。

3 前項の決定は、理由をつけて不服の申出をなした市町村長に通知しなければならない。

4 第二項の決定に不服がある市町村長は、道府県知事を経由して、自治庁長官に對して不服の申出をすることができ

5 道府県知事は、前項の不服の申出を受理した場合においては、それに意見を付けて、遅滞なく、自治庁長官に送付しなければならない。

6 自治庁長官は、第四項の申出を受けた場合において、その申出について正当な理由があることを認めるときは、道府県知事に對し必要な指示をすることができ

(消防施設税等の使途)
第七百九十一 都は特別区に係る消防施設税の収入相当額を、市町村は当該市町村が第七百八十九の規定によつて交付を受けた金額をそれぞれ消防に關する費用に充てなければならない。
(政令への委任)

第七百九十二 第七百八十五の一から前条までに定めるもののほか、消防施設税の賦課徴収に關し必要な事項は、政令で定める。

附則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、娯楽施設利用税、遊興飲食税及び電気ガス税に關する改正規定は、昭和三十五年七月一日から施行する。

(適用)
2 この法律による改正後の地方税法(以下「新法」という)第七十二條の二十一、第四百七條、第三百四十九條の二、第三百五十二條及び第四百十條の規定は昭和三十一年四月一日以後において、新法第七十二條の二十二の規定は昭和三十一年四月一日以後の属する事業年度分の事業税から適用する。

3 新法第七百八十五の五十一から第七百九十二までの規定は、昭和三十一年四月一日以後において締結された火災保険契約に基づいて収入し、又は収入すべきことが確定した保険料の金額に係る分から適用する。

(経過規定)
4 この法律による改正前の地方税法の規定に基づいて課し、又は課すべきであった地方税については、なお従前の例による。

(政令への委任)
5 前三項に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

理由

零細企業者及び中小法人に対する事業税の軽減、大衆飲食と旅館宿泊に対する免税点の引上げ、娯楽施設利用税の引上げ、固定資産税及び電気ガス税の課税の適正化、消防施設税の創設等の措置により、小額所得者の税負担を軽減するとともに高所得者に対する課税を強化し、税負担の適正化を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方交付税法の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

第六条中「百分の二十八・五」を「百分の三十」に改める。

附則

この法律は、公布の日から起算して、昭和三十五年度分の地方交付税から適用する。

理由

地方財政の現状にかんがみ、地方交付税率の引上げによつて、地方財政を確立する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、初年度約百四十九億円の見込みである。

○安井議員 私は、日本社会党を代表いたしまして、たゞいま提案されました地方税法の一部を改正する法律案につきまして提案理由の御説明をいたします。

最近の政府の税制改正に対する態度は、国税が中心となり、地方税は従になつてゐるやに思われます。従つて、減税措置も国税中心になされ、地方税は結果的には逆に増税になつてゐる面が多々あります。神武景気とか、岩戸景気とかいわれながらも、一部の大企業、大所得者層を除いては、依然として低生活水準にあえいでゐる現状のもとで、国税より以上に大衆課税の要素の濃い地方税の減税は当面の急務であると断言できると思ひます。しかしながら、政府におきましては、そういう事態に対して何ら考慮を払わず、かつ大企業等に対する課税減免の特例措置その他現行地方税制の教多い矛盾を全く放置し、おざなりな改正案で地方住民の切なる要望を無視する態度に出ているやに思われますので、日本社会党といたしましては、独自の改正案を提案する次第であります。

次に改正案等の概要を御説明いたします。

第一、事業税の軽減につきましては、個人事業税では基礎控除を三十万円にする。法人事業税につきましては、特別法人に対する標準税率を現行百分の七から百分の六とすること。その他の法人に対する課税標準率は、所得のうち年五十万円以下の金額の現行百分の七を百分の六とすること。

第二、遊興飲食税については、遊興を伴わない飲食店、喫茶店等における免税点を現行一人一回の料金が三百円

以下とあるのを五百円以下に引き上げること。また旅館における免税点は現行八百円以下とあるのを千円以下に引き上げること。

第三は、娯楽施設利用税でありまして、ゴルフ場の利用税の標準税率を現行二百円から五百円に引き上げること。

第四、固定資産税、田畑に対する課税標準は評価額の三分の二の金額とすること。またゴルフ場の芝、休閑地等の特殊な資産に対しては、特に制限税率を現行百分の二・一からこれらに限つて百分の七まで引き上げること。

第五、電気ガス税、これについては税率を現行の百分の十から百分の七に引き下げるとともに、非課税範囲を制限し、これについて税率百分の二の電気ガス税を課すること。さらに市町村長の指定する街灯に使用する電気については電気税を課さないものとする。なお社会党では同時に街灯に対する電気料金の引き下げをも考慮いたしております。

第六、消防施設税の創設、これは都道府県は市町村における消防の費用に充てる財源を交付するため消防施設税を設けることとし、その納税義務者は民営損害保険会社であり、その道府県内の収入火災保険料を標準とし、税率は百分の三とし、その徴収方法については申告納付の方法によるものとする。なお農業共済、火災共済等の共済事業は除外し、また道府県が市町村に配分する方法は、市町村の人口、家屋の床面積等を基準として別に命令で定めることとする。

第七、自動車税、トラック、これは現行一万五千円及び三輪小型自動車、

これは現行四千三百円でありすが、それぞれの自家用については千円ずつ引き上げること。

以上であります。特に遊興飲食税の減税については、さきの国会において満場一致で実現をきめた経過があるものであります。

以上、地方税法の一部を改正する法律案の提案理由の概要を申し上げたわけでございますが、何とぞ慎重御審議の上、御賛同あらんことをお願いいたします。（拍手）

濱地委員長 次に加賀田進君。

○加賀田議員 私は、日本社会党を代表して、たゞいま提案になりました地方交付税法の一部を改正する法律案につきまして提案理由の御説明をいたします。

地方財政の不安定なことについては今さら言うまでもありません。さらに地方財政の現状をめぐつて、大蔵省、自治庁、地方自治六団体等の間に、毎年同じような紛争があり、年とともに激化して来ているのも御存じの通りであります。このように毎年問題になり、悪化してきている地方財政の原因は、一つは政府の経済政策の失敗による景気変動が地方財政にすぐに波及するような仕組みになつてゐること、一つは補助単価や人件費の過小見積り、税収の過大見積り等による小さな地方財政計画、一つは道路整備五カ年計画、公立文教施設整備五カ年計画等の公共事業を、地方財政の現状を無視して中央政府が強行し、そのしわ寄せを受けていること、一つは数度にわたる国税の改正が地方財政を犠牲にして行なわれ

たこと等がおもなるものであると思ひます。

さらに本年度の地方財政計画を見ましても、政府は、財政規模は二千億円増となり、本年度の地方財政は健全化し行政水準の引き上げになると宣伝してはいますが、確かに昨年度よりは幾らかよくなると思ひますが、なお地方税の自然増の過大見積り、特別交付金三十億円の不確定な財源や、災害事業関係は重点が置かれ、県単位、市町村単位事業は縮小されてゐる点、さらに財源配分が大都市、大府県に有利になる傾向にある等未解決の問題は数々残されてゐます。従つて、行政水準の引き上げなどどうも考えられないこととであります。

以上のような地方財政上の問題の解決の一助にするためには、地方交付税率の引き上げによつて地方財政の確立をはかり、地域間の不均衡もあわせ是正することが当面の急務であると信ずる次第であります。さらに、この地方交付税率の一・五％引き上げは、日本社会党のみならず、地方行政に實際にあずかる地方自治六団体の切なる要望でもありますので、何とぞ慎重御審議の上、御賛同あらんことをお願い申し上げます。（拍手）

○濱地委員長 以上をもちまして、提案理由の説明は終わりました。

この際お諮りいたします。すなわち、たゞいま提案理由説明を聴取いたしました地方税法の一部を改正する法律案等審査小委員会の審査に付したいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○濱地委員 御異議なしと認めます。よってそのように決めます。

○濱地委員長 内閣提出にかかる臨時地方特別交付金に関する法律案、地方財政法及び地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の三案を一括して議題といたします。

質疑の通告がありますので順次これを許します。加賀田進君。

○加賀田委員 本年の財政計画の中で最も大きく地方団体の関心を引かれているのは、地方交付税に対する措置だと私は思うのであります。従って本年度は、国税三法の自然増収並びに今度地方交付税の中であらためて基準財政収入額の中に、従来目的税として地方団体の財源にしております軽油引取税と道路譲与税が含まれることになったのです。従って私は、この交付税という性格と目的税という性格の中に、非常に大きな矛盾を感ずるわけであり、そこで私は質問いたしたいのは、この軽油引取税と道路譲与税というものは、法律でも決定された通り、目的税として道路に使用するということが決定されておりますが、その目的税があらためて用途を明確にしない、いわゆる交付税としては目的税的に用途を明確にして地方公共団体に交付する性格のものではないわけですから、一たん目的税がその基準財政収入額の中に含まれて、あらためて単位費用等が計算されて地方公共団体の目的税の性格がなくなつて地方公共団体に再配分されていく、こういうところに一つの

矛盾があるんじゃないかと私は思うのです。この点に対して、本案を提出された自治庁としてどういふ見解でどういふものを含まれたのか、明らかにしてもらいたいと思ひます。

○奥野政府委員 軽油引取税も、地方道路譲与税も、道路に関する目的財源である従来の性格は、今回の地方交付税法の改正案によりまして何ら異動は生じないわけであり、現状は、軽油引取税、地方道路譲与税のような道路に関する目的財源による財源手当て、もう一つは、それだけでは道路に関する財源が十分でございませんで、一般財源もある程度道路に充当しなければならぬという建前のもとに、基準財政需要額の中で道路費を算定しておるわけであり、そうしますと、一方では一般財源を算定して基準財政需要額の中で道路費を算定する、他方では軽油引取税や地方道路譲与税が目的財源だということの計算からはおとくということになりますと、たまたま軽油引取税が非常に多いあるいは少ないという団体は、地方交付税の財源配分において逆な損得が生じてしまうわけであり、そこでやはり計算は全体を一つにして計算をして、足りないところを地方交付税で補てんをするという措置をとることが公平な財源配分になるのではないだろうか、こういうふうな考え方を持っておるわけであり、

もともと軽油引取税と地方道路譲与税は目的財源でございまして、道路に関する基準財政需要額がこれらの財源以下であることはあり得ないわけであり、以下である場合には、そこまで基準財政需要額を引き上げなければ

ならない、かように考えておるわけであり、かようにすることによって、目的財源が十分であれば地方交付税の補てんは必要でないのじゃないか、かように考えるわけであり、また目的財源が十分でございませなければ、従来以上に道路財源を一般財源によって補給していかねばならぬのじゃないか、そういうようなやり方をしたい、かような考え方でおるわけであり、

○加賀田委員 この軽油引取税と道路譲与税とは、おのづから性格が異なっていると思うのです。都道府県並びに五大市がこの軽油引取税を課せられておるわけであり、そういたしますと、この案で見ますと、単位費用等におきましては、道路並びに橋梁等に對しては四倍ないし三倍半程度に単位費用が値上げされて、そういう裏づけは、ある程度私は承する点があると思う。しかしながら個々の団体に参りますと、目的税として賦課されおきますと、目的税として市町村間の中において全部義務的に目的税として道路に使用されなければならぬ。ところが実際はそれが一たん交付税の中に入つてきて、それが単位費用等に基づいて再配分されていくという形になってくると、その財源の裏づけが、はたして目的税として二つの税の税収入と同じ額になるかどうかという問題が起つてくるわけ、この中で、基準財政収入のいわゆる一〇〇%をこえたい分に対する十分の二ですか、逆に交付団体の方に道路目的税として配分されることになっておられます。そう

なつて参りますと、一方では目的税として一つのワケがはめられて財源が与えられている。その財源は一たん交付税として入つてきて、完全にそれが補てんされればいいけれども、その団体内においては、目的税の財源以外に、いわゆる多い、少ないという問題が起つてくるのじゃないかと思ふ。

そうすると、この税を基準財政収入額に入れたために、比較的富裕府県といわれておるところは、かえつてその目的税で義務は課せられていくけれども、義務だけの財源は実質的になくなつていくのではないか。もちろんそれは一般財源としてなお道路においてそれを補給しなければならぬ内容を含んでおられますけれども、目的税という形では、ワケを設けながら、一般財源に使用する交付税の中に入れてこれを算定した。もちろん目的としては、いわゆる公共団体間の財源調整というものが一つの目的だろうと思ふので、大きな目的として交付税の中に入れておられると思ひますけれども、どうも目的税と決定されたものを一たん交付税の中に入れて、一般財源のような形で配分するということは、目的税自体が性格がばやけてくるのじゃないかと思ひます。もしそれを交付税の中に入れておるとするならば、もちろん今度道路譲与税の配分方法も変わつて参りまして、道路に対する面積とかあるいは延長等によって比較して配分するということになっておられますけれども、もっと目的税の配分方法というものを考えなければならぬのじゃないか。現在軽油引取税につきましては従来と同じような方法をとつておられます。従つて、軽油引取税として五大市並びに都道府県間が得た収入というものは、今度は基準財政需要額の単位費用に決定された額、配分によって再配分されるという形が起つてくる。こういうふうな矛盾を含んだ今度の地方財政計画あるいは交付税の改正というものが行われてきているのじゃないかと思ふ。従来それを基準財政収入額に入らずして、完全なる地方団体の目的税として使用することを認めておきながら、今度はそれをその中に含めてしまつて、いわゆる財源の再配分の要素の中に含めたということに、私はどうも不可解な点があるのであります。従つてわれわれとしては、こういうふうにして市町村間の財源の不均衡を是正するのは、既定財源でなくて別個の財源をやはり国からとつてきて、その不均衡を是正しなければならぬという性格を持つておると思ふ。既定の財源の中で、今申し上げたような目的税というものを交付税の中に入れてしまつて、そして再配分の性格を持つたということには、どうも私は納得がいかないのです。従つてこれは自治庁自体の将来の考え方、従来問題になつておられますいわゆる未開発地域における公共事業費の補助金の率を上げてもらいたいという要求を押えるために、こういうことをやつたのではないかと、うがった考え方も含まれておるわけ、やはりこういう考え方も含まれてくるわけ、従つて、この目的税を交付税の基準財政収入額に含めて再配分したということについては、法の性格上も私はどうも納得がいかない点があるのです。もう一度その点を説明して

いただきたいと思います。

○奥野政府委員 問題は二つあるかと思ひます。一つは道路の目的財源と

しながら基準財政収入の中に算定して
おることがどうであるかという問題、
もう一つは道路の目的財源としておき
ながら一般の財源が多いからこれを減
額するという措置が妥当であるかどう
かという問題、この二つの問題であろ
うと思います。

第一点の問題は、道路に関する財源
は全部目的財源で充てるのだという
建前になっておりますならば、地方交
付税の財源計算から全く別個の取り扱
いにしてよろしいと思うのでありま
す。ところが、現状はそれだけで十
分でございませんで、ある程度一般
財源を充てることを期待して基準財
政需要額に道路費を算定しておるわけ
であります。そうしますと、両者別々
に計算をした結果は非常に不公平が生
じてしまうのであります。たとえば、
くどいようであります。たえば、
収入が非常に多額である。にもかかわ
らず、一般財源に充たされる部分につ
いては普通に道路に関する基準財政需
要額を算定していく。そうすると、一
般財源が全体として十分でございませ
ん限りは地方交付税で差額が補てんさ
れていくわけでありませぬ。逆にまた軽油
引取税収入が非常に少ないにかかわら
ず、道路費に関する基準財政需要額が
普通の計算をされる。そうすると、
もつと財源がなければならぬのに、
一般の財源計算の部分だけ足りない財
源が補てんされる結果になり、非常な
不利な結果になってしまふ。そうしま
すと、これはやはり全体を一つにして
計算しなければならぬのではない
か、そうすることが財源の均衡化上必
要ではないか、こういうふうに思われ
るわけでございます。もとより財源の

均衡化を考へる必要はない、それぞ
れの団体が独立財源でやっていると
にすればよろしいのだというよう
な考え方を立てば格別でございま
すけれども、財源の均衡化の制度として地方
交付税の制度があり、しかもその地方
交付税というものが地方独立税収入の
半ばを占めるといふような大きな分量
になっております今日におきまして
は、やはり現在の姿には欠陥があるの
ではないか、これはやはり一歩前進さ
せなければならぬのではないかと、か
ように私たちが考へるわけでありま
す。ことに軽油引取税の収入額とい
うものが、あの税の創設当時のよう
なすけれども、その後非常に大きな金
額になって参りました、わずかな金額
でありますと、不公平をそのまま存置
しておいても、なるだけ独立財源に手
を触れないのだという考へ方も
成り立つてあろうかと思ひます。しか
しながら、今日のような軽油引取税収
入額や道路譲与税の収入額が大き
くなって参りますと、現状のままに置
ておきますことはきわめて不合理だ、
こういうような考へ方を持って参つた
わけでございます。

第二点は、地方道路譲与税を目的財
源にしながら減額するという問題であ
ります。しかしながら地方道路譲与税
は、税金を徴収いたしました団体と、
この収入の帰属する団体とは何ら特別
に關係はございませぬ。御承知のよう
に全く国の支配下に置かれて配分
をする財源でございませぬ。そうしま
すと、これをどういふような配分の仕
方に變更するかということによつては別段
地方団体の独立性に何ら影響を与えな

い、かように私どもは考へておるわけ
であります。従ひまして道路の目的財
源をどの程度の分量にするか、これは
やはり道路譲与税を基準財政収入額に
算定して参るわけでありませぬ。今まで
と違ひまして、目的財源の部分を含め
て全体を算定するわけでありませぬ
から、全体として基準財政需要額を補
て余りありますならば、完全に国の支
配下に置かれました地方道路譲与税を
特にその団体に算定額通り交付しな
ければならぬという必要はない。むし
ろそれは減額をしてしかるべきではな
いか、かように考へるわけでありま
す。そうしますと、ゼロになる団体が
あつても、それはそれなりに私は理屈
があつて、今、加賀田さんが御心
配になるようなこともおもんばか
つて、目的財源にしておるのであるか
ら、やはり幾らかでも残した方が目的
財源の性格を将来とも一そう強くし
ていけるのではないかと、こういうよう
な配慮のもとに算定額が少なくとも三分
の一だけは残るような配慮をいたした
わけでありませぬ。しかしながら、これ
は理論的に突き詰めて考へてみますな
らば、国の支配下にございませぬから
配分される財源でありませぬから、地方
交付税と地方道路譲与税との間に本質
的には別段差異はない、このようなも
の考へ方もできるのではないかと、か
ように考へるわけでありませぬ。しかし
御心配になりますようなことも考へま
して、現在提案しておりますような姿
にいたしたい、かように考へているわ
けであります。

○加賀田委員 道路譲与税の府県間の
問題は、道路譲与税の配分方法が基準
財政需要額の単位費用と見合せて配分
されるということになると、目的税は
道路税でありますけれども、実質的に
はあまり性格が變つてこないのじゃ
ないかと思ひます。これは性格上の問
題だけになってくると思ひますが、
ただ五大市の場合に、御存じのよう
に軽油引取税が課されてきています。こ
れは市町村の土木費に対する道路費の単
位費用というものはそうあまり上が
つていないわけではございませぬ。従
つて、五大市の
軽油引取税の財源というものをこの基
準財政需要額の中に含めて、全部の市
町村にバランスをとつたという形が起
こつてくる。従つて、実質的には目的
税と一般財源と合せて道路の費用と
しているかも知れませぬ。しかしそう
いふことは別として、一方では五大
市も目的税としてこれは決定された費
用として出ておる。その財源は交付税
として戻つてきて一般の市町村にば
まかれていくということになると、義
務だけが課せられてきて、そしてその
財源というものは実質的には市町村に
ばまかれて、完全な補てんがなされ
てないという矛盾が起こつてくる。そ
こに私は、いわゆる目的税と一般財源
としての交付税の矛盾が今度の中に生
まれてきておると思ひます。この点は自治
庁としても将来の見通しについて明ら
かにしてもらひたい。

○奥野政府委員 加賀田さんの御心配
になっておることはよくわかりまし
た。これは同じ道路費でありまして
も、市町村のうちで五大市は特別な任
務を負つておるわけでありませぬ。国道
や府県道の管理は五大市でございま
す。従ひまして市町村の道路費の単位
費用は、本来からいいますと、五大市
の単位費用とその他の市町村の単位費
用とを区分すべきであります。しかし
現行法は市町村を一律にきめておりま
すので、態容補正をもちまして国道、
府県道に相当いたします五大市の道路
費については割増しを行なうわけであ
ります。この割増しは、地方道路譲与
税や軽油引取税あるいは軽油引取税交
付金を基準財政収入額に算入いたしま
す結果は、従来以上に割増しをしな
ければならぬわけでございます。それ
は当然総理府令の改正をもつて行な
う予定にいたしておるわけでありませ
ぬ。法律の上には表われて参りませぬ
けれども、態容補正係数を従来よりも五
大市の道路につきましては三割引き上
げたい、かような考へ方を持って
おるわけでありませぬ。

○加賀田委員 そういふ計画もある程
度伺つておるのです。ところが今度の
単位費用は、今申し上げた通り府県間
の道路につきましては三倍ないし四倍
の単位費用が上がつておるわけであ
ります。市町村の場合には御存じのよう
に一方メートルについて六円四十銭が六
円五十銭といふわずかな値上げになつ
ております。従つて、もちろん態容補
正で何とか考慮するといひながら非常
に差額が激しい形になっております。し
かも今奥野局長の言われた通り、五
大市の方は一級道路、二級道路あるは
府県道路まである程度管理しなければ
ならぬといふ立場に置かれて、財政支
出は非常に多いと思ひます。そこで単
なる態容補正だけでそれらの矛盾が—今
まではある程度はなされたかもしれま
せんけれども、相当大幅の差額とい
ふものが市町村と府県との間にできて
いるために、態容補正によつてはたして
まかなわれるかどうかということ

い、こういうように考えている次第でございまして、おそらくは石原長官からの言明は、今回の交付税法の改正、これを最後にいたしまして、これ以上の傾斜はつけられぬ、こういう言明であらうと思う次第であります。

○加賀田委員 なかなか政務次官もまい答弁をされていません。実は交付税がまだ自治庁、大蔵省との折衝の過程にあつて、海のものとも山のものともわからないときにその言明をされたのです。従つて、われわれが特にそれを質問したのは、もつと府県間の財政調整をすれば地方財政はある程度いいのだ、こういう大蔵省の見方の中で、自治庁としては、これ以上財政調整というものは、地方自治体間における財源からそれが困難な状態になつてくるといふような論議の焦点の中で質問したのですから、この交付税が決定された後の市町村間の財政の傾斜の問題ではなかつたと思つておられます。しかし出て参つた以上、われわれはこれに対して審議をしなければなりません。

ただそこで、それと関連して今問題になつておりますのは、聞くところによりますと、未開発地域に対する公共事業等の補助金の増額に基づいて実質的な傾斜をつけるべきだといふことで、当委員会においても、各地方公共団体の三十六府県ですかの未開発地域におきましても強い要求があるわけでありまして、聞くところによりますと、これは三十六年度から実施してもらいたい、本年度の予算には関係ないのだ、こういうことで、今度の国会でこの法案を提出するようにわれわれも要求しておつたのですが、いまだに出てこないのです。これは一体今度の国会

で出す意思があるのか、あるいは大蔵省ががんとしてかぶりを振つていうことを聞かないから、あきらめて次の国会に出そうとする態度をとつておられるか、なお折衝中なのか、その点を一つ明らかにしてもらいたい。これは今後の交付税の審議に大きな関連性があると思うので、自治庁としての決意を聞くと同時に、大蔵省自体の考えも、この際明らかにしておいていただきたいのであります。

○丹羽(書)政府委員 ただいまの御質問でございしますが、私どももいたしましては、三十五年度予算につきましては、すでに大体決定を見て、衆議院もよる方式によりまして、どうかいたしまして三十五年度の中におきまして、この未開発地域の国庫負担の増といふの法律を出したい、こういう気持ちにおきましては、ただいまも変わつておりません。ただいろいろ折衝過程がありまして、ただいまあるいは九州地方の開発であるとか、その他各地方の開発案といふものが出て参りまして、それらとのからみ合わせでどういふふうになるかといふことがただいま論議をされておる次第でございしますが、自治庁といたしましては、あくまでもこの国会におきまして、未開発地帯における開発促進の公共事業の国庫負担の増方式による国庫負担の増額といふことの望みは捨てておりません。どうかこの国会中におきまして結論を得たいと思つて、かく努力している最中でございします。

○大村説明員 ただいま御質問のございました財源調整並びにそれに関連して

ましての未開発地域に対する国庫補助金の特例の問題でございしますが、現在の地方財源の与え方の仕組みは御承知の通りでございまして、ただそこに非常に大きな問題がございします。これは標準税収入に対して八割とか七割を基準財政収入として見込むという点でございします。たとえば百五十億もある標準税収入の団体と十億しかない団体と同じように八割を見込んでいいのかわるかという問題、また基準財政需要の算定の仕方が、はたして富裕団体と貧弱団体が均衡がとれるような算定をなされておるかどうかという問題、たとえば今まで富裕県において行政施設水準が相当高くなつておる。こういう高くなつておるものを基礎として減価償却方式でもつて、その更新費が見込まれておる。ところがそういう行政施設が、今まで財政が貧弱なためにあまりなされておらないところに、現状の貧弱なままの減価償却方式の更新費しか入つていない。そういう見方はたしていいかどうか。この問題が現在の交付税の配分の際の問題の根本的な欠陥として横たわつておるということが指摘できると思つておる。従つて現在の仕組みでは、標準税収入を前提として、そこで約二千九百億に上る交付税でもつて財源調整をやつていく。それによつて各団体の財政力を均一ならしめるといふシステムになつておるわけでありまして、そういう根本的な欠陥がありますために、財政力が必ずしも貧富間に均一に配分されておらない。それをどうして是正するかという問題があるわけですが、従つて、私どもが大蔵省で年来申し上げておるものは、そういう根本的な欠陥の是正に

ついて指摘し、また意見を申し上げておるわけでありまして、そういう現在の仕組みを見ていただきますと、国庫補助金をもつて財政調整の機能を付与することは必要ないといふことになるわけでございます。理屈はそうでございます。ただ自治庁を中心といたしまして、未開発地域に対する財源調整の問題を補助金でという案が提議されております。そういう問題につきましては、ただいまお答え申しましたように、まず根本的に現在の交付税の配分方式の仕組みに沿つての欠陥の是正というものを検討して、その上でそういう問題が議論されるべきではないか。理屈を申し上げましたら、補助金による段階的な差等を設けることは頭頭ないといふことは言えるわけでございます。ただ全般的に税制調査会とかあるいは地方制度調査会で根本的な税源配分の問題が御議論されておる段階でございまして、そういう御結論ともあわせましてこの問題を検討して参りたい、かように考えております。

○渡海委員 関連して、ただいま大村主計官のお話でございまして、地方交付税法は各地方団体間の財源を調整するための目的であるのだ、こう言つてはいたしましたが、私たちはそう考えていないのです。たとえば基準財政収入額の七割、八割というふうな姿でいいかといふことに検討の要がある、こう言われたのであります。地方自治体の一番の本旨は地方自治でございまして、国が地方自治団体を自分の方策によつて全部を均一化するんだつたら、地方自治の妙味、地方自治の本旨というものはどこにあるのだと私は考えざるを得

ない。この精神を没却して、地方交付税を単にそのように根本的に考えられるところには私にはあやまちがあるんじゃないか、このように思つてございします。ただいま言われました大村主計官の御議論に対しては、私は非常に不満な点が多々あると思つて、ここで問題として取り上げますのは、時間も要しますし、あえていたしません。しかしながら、そのような議論を大蔵省が言われましますのでしたら、今回の交付税法の改正の際にぜひとも大蔵大臣にこの委員会に出席していただきまして、根本的にこの問題についてわれわれは解明すべき必要があると思つてございします。つきましては、大蔵大臣の御出席をぜひ委員長において要望していただきたいことを申し上げて、その席でこの問題について根本的に私たちは議論したいと思つておる。この点を要求いたしまして終わります。

○濱地委員長 了承いたしました。入額の七〇、八〇をもつと上げて、市町村間の財源調整をすべきだと言われましたけれども、それだつたら、建設省やあるいは厚生省その他、特に公共事業に対する予算単価と実質単価の相違といふものはどこで負担しておるか、あなた知つていますか。市町村のわずかに二割あるいは三割という自己財源の中で、予算単価と実質単価の相違といふものを、予算に現れない形として市町村は負担しておるのです。負担し切れなかつたら地方住民に負担させるといふようなことで、いわゆる税外負担といふものが行なわれてきて

いるわけですが、これらの問題をたな上

げして、地方団体間の財源調整だけで七割、八割というものをやればうまいくのだということは、政治全般に携わっておる者としては納得いかない点がある。そういうことであつた方がほんとうに理論的にすっきりとした国政をやろうとするならば、目に見えざる地方公共団体の負担というものをまず解消する。国の責任においてやるものは、国がそういう予算に現われぬような地方公共団体、住民の負担というものをまず完全に解消して、ここまで解消したじゃないか、そこでもっと地方公共団体としても財源調整をしてもらいたいという態度をとっていただかなければ、自治庁だけに、もっと地方交付税の配分を適正化せよ、未開発地域に対する国庫補助の率の引き上げというものはそれからだ、こういうようなことを言うのは、自治庁だけにすべての責任を転嫁することになるのであつて、大蔵省自体も考えていただかなければならぬ点もたくさんあると思う。ここで論議しましても決定されないとはいませんが、今、渡海委員も言われまして、大蔵大臣に最高責任者として出でただいて、これらの問題に対しては最後まで明確にして問題を解決していきたいと思つて、その点をはっきりしなければわれわれとしては交付税法の改正というものは通せないとはいふ。ですから、きょうお帰りになつたら、大蔵大臣にぜひ出てくるように要請してもらいたいと思つておる。

す。たとえばある団体が基準財政需要額が五百億なら五百億の基準財政需要額の団体があるといつたします。その場合に、片一方の団体は標準税収入が百五十億ある、片一方の団体は十億しかない。その場合に、たとえば二割なら二割が自主財源として保留される。その場合に、同じ基準財政需要額の団体でありながら、片一方は三十億が保留される、片一方は二億しか保留されない。これと同じように地方自治を守れということができるのかどうか、そういう仕組みでいいのかどうか、その調整のための一つの案としては、大蔵省は従来八割、九割ということも実は申し上げたこともあるのでございまして、その根本的な問題は、今申し上げましたように、同じ基準財政需要額の団体でありながら、保留財源の金額が三十億と二億というような差があつていいのかどうか、その問題の指摘として実は申し上げておるわけでございまして。

○濱地委員長 ほかには御質問はございませんか。——なければ本日はこれにて散会いたします。
午後零時七分散会

○大村説明員

ただいま私の答弁に對しまして御注意をいただいたのでありますけれども、私、先ほど基準財政収入の算定に問題があると申し上げましたのは、実はこういうことござい

昭和三十五年四月一日印刷

昭和三十五年四月二日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局